

イタリアにおけるインクルーシブ教育 —現状と課題—

橋本 鈴世

京都大学 大学院 人間・環境学研究科

イタリアにおいてはインクルーシブ教育を受けている障害者の比率が99%以上に達しており、障害のある児童生徒のみが在籍する公立学校および学級は認められない。このような現況に至るまでには、integrazione「統合」をめぐる歴史的変遷とそれに伴う法改正があった。1969年いわゆる「暑い秋」に、精神障害者施設解体運動や学校民主化運動を含む労働運動が全土で繰り広げられ、障害児については学校教育における分離が問題とされた。この思潮から1970年代より障害児の統合にむけた法改正が行われ、1975年ファルクッチ内閣委員会により「公立学校が障害児の教育の場として最も大切な場であり、分離した特殊教育施設を廃し、幼稚園から中学校まで通常の学校の中で教育が行われるような新しい運営が必要である」との勧告がなされた。それを受けた1977年法律517号により、義務教育段階においては障害のある児童は通常の教育を受けることが義務化され、特別学級の廃止が決定され、Integrazione Scolastica「学校の統合」の推進が始まった。現在、イタリアにおけるインクルーシブ教育は保育所から大学まで全ての段階において保障されており、障害のある児童生徒への指導は1992年に法律第104号において作成が義務づけられたPEI（Piano Educativo Individualizzato：個別教育計画）に基づいて学校、家庭、医療の連携のもと行われている。障害の程度にかかわらず、すべての児童生徒は原則として通常学級で学習し、医療的ケアが必要な生徒については学級担任教師の他に、障害のある児童生徒への指導・支援についての専門的な知識をもつ支援教師と看護師が配置される。本シンポジウムではローマASL（Azienda Sanitaria Locale：地域保健所）職員へのインタビュー、フィレンツェの公立学校での授業観察、支援教師および学級担任教師へのインタビューなどをもとに、医療的ケア児の通常学級での学習の現状について紹介し、インクルーシブ教育を40年以上にわたって推進してきたイタリアにおける課題についても取り上げる。また、イタリアの公立学校の教師、生徒、および保護者へのインタビューや質問紙調査の結果から見出した、同じ場で学ぶことの意義、すなわちインクルーシブ教育の理念について示す。さらに、日本の学校現場での自分自身の教育実践を踏まえながら、日本とイタリアの文化的差異とそれぞれのインクルーシブ教育のあり方についても言及する。